

# 「瓜生岩子賞」表彰要綱

社会福祉法人福島県社会福祉協議会

## (趣 旨)

- 第1条 本県が生んだ社会福祉事業の先覚者瓜生岩子は、孤児救済のための育児院や貧困者向け済生病院の開設等、常に慈愛をもって福祉や医療、教育に生涯を挺身した。
- このような社会福祉事業の先覚者としての瓜生岩子の功績を称え、後世に永くその精神を継承するため「瓜生岩子賞」を設け、瓜生岩子の精神にふさわしい社会福祉活動の功績が顕著なものに対し、福島県社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)がこれを表彰し、もって社会福祉の意識高揚を図るものとする。

## (表彰の対象)

- 第2条 この表彰の対象は、県内に在住し、永年にわたり社会福祉の分野においてその功績が特に顕著で、瓜生岩子の精神にふさわしい個人及び団体とする。

## (表彰の時期)

- 第3条 この要綱による表彰は、福島県社会福祉大会の席上において行うものとする。

## (表彰の方法)

- 第4条 表彰は、会長名の表彰状及び記念品を贈呈してこれを行うものとする。

## (表彰の数)

- 第5条 表彰の数は、若干名とする。

## (候補者の推薦)

- 第6条 表彰に該当するものの候補者の推薦は、県保健福祉事務所長、並びにいわき地方振興局長とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、会長は候補者を選ぶことができる。
  - 3 推薦は、別紙様式により会長あて行うものとする。

## (表彰審査委員会)

- 第7条 表彰該当者を審査するため、会長が委嘱する審査委員若干名をもって構成する表彰審査委員会を置く。
- 2 審査委員会には、委員の互選による委員長1名、副委員長1名を置き、委員長が会務を総理する。
  - 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 審査委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

## (表彰者の決定)

- 第8条 会長は、表彰審査委員会の答申に基づき、表彰該当者を決定し、推薦者に通知するものとする。

## 附則

この要綱は、平成5年9月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年9月15日から施行する。